慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	哲学と社会科学との関係
Sub Title	
Author	勝本, 鼎一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.1 (1922. 1) ,p.121- 129
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220101-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

て王權の下に存する地に渡來する全外國織匠に保護を與へ、其居住地は自己の欲する儘たるべし。更に織物業者渡來の奬勵のため、其望むが儘の特權を附與すべし。其製作する織物の長短は任意たるべし。外國織物の輸入は全然之を禁ず。其着用も王室以外の者は嚴禁す。羊毛は英國內に於て製造の用に供せらるべし。――と云ふにある。(Lipson: History 399-400. Ashley History p. 196)

同條令による外國工匠に對する有利なる條件は、ロンドンに於て先つ發布せられ、全國各州に及んだ。數年ならずして、Flanders に於ける寡頭政治の復活及彼等の狀態益々不利に陷りしより、移住頗る增加し、織匠を主とする、多數、亡命者の渡來を見たのである。

而も、移住奬勵の目的は唯、彼等がよく全國に亘りて散布せられ、彼等のみの階級を作ることなくして全社會と融和し其有する技能を扶植普及せしむるに於て、始めて充分に貫徹せられ得べきものである。

從來之等初期の移住織匠は、其業を Kent 州の Cranbrook 近鄕に營めりと推測せられ居りしも傳說は東部諸州特に Norwich の近傍に多數織匠の居住ありしを示す。斯く、東部諸州は織匠の移住せる文獻上の證左の存するより主要なる移住地たるを失はざるも、而も唯一のものではない。其他 London, York, Bristol 等殊にロンドンに多數外國織匠の移住せるを見る。國王保護の下に移住し來れる、之等、熟練工匠は全國各地に織物業の中心地に見るべく、羊毛產地の近くに赴きて居住せるが如くである。

吾人は爾後 Edward 四世の治世に到るまでの間に於て、全國各地に起りし、織物業大發達の主因を、之等移住の織匠の功に歸して、誤りないであらう。斯くて、同時代に見る各地產織物の相異は、傳習の技術に於ける相異、各地產羊毛の特種性、又は、嗜好の地方的相異等による所の程度の如何明ならざるも尙、移住織匠が克く、其居住地の特種事情に、自ら適應し得たる事は想像するに難からざる所である。(Cunningham: Immigrants 106-108)（未完）

哲學と社會科學との關係

勝本鼎一

此の一篇は、アフリカン、スピールの Recht und Unrecht, Eine Erörterung der Prinzipien. の一章の飜譯である。スピールは、千八百三十七年露西亞に生れ、千八百九十年瑞西のゲンフに於て沒す。カント、スピノザ、ヘルバルト、シヨーペンハウエル等の感化に負ふ處多い。スピールは人類の主目的を以て

一、人類の可能的廣汎なる內的（道德的並びに知的）敎化及び完成

二、人類相互關係に於ける正義

三、自然界の可能的廣汎なる支配（即ち勞働の可能的大なる生產力）

なるを要求した。スピールは斯く道德的且つ知的進步の要求と共に正義の要求を導出し、而して自然界の支配を以て單に人類の主目的實現の必然的條件としてのみ考へた(Nicolai)

彼の著書には Denken und Wirklichkeit 1873; 2. A. 1877; 3. A. 1884. Moralität und Religion 1874 等十餘ある。Recht und Unrecht は從來 Moralität und Religion の第二部を構成せるものであるが、一昨年（千九百十九年 Prof Dr. Nicolai（「戰爭の生物學」の著者）の序文を附して、特に別に出版せられた。

哲學が社會科學――法律學及び經濟學――に對して寄與し得るところは量的には大ならずと雖も其の關るゝ處は重要の點である。即ち次の三點是なり。

哲學の任は

一、人間本性の眞相及び人間自らが定めざる可からざる「生存の究極目的」Endzweck des Daseins

二、法及び遵法義務の理由、及び

三、正義の最高原理、を指示するにある。

新代は舊時代の法律觀を屢々放棄し、より眞正なる、より良き法律觀を齎らした。然し、此事の第一原理からする基礎づけは未だ行はれてゐない。かゝる基礎づけは、實に哲學のみのよくし得る處であつて、以下論ずる處これを爲さんとする一の試みに他ならない。

人恐らく云ふであらう。哲學は其れ自ら動ける砂の大海の如く、其の何處に於ても固定點を見出すことが出來無い。何ぞ況や他の學問を基礎づけし得るかと。哲學が凡ての人々に妥當なる、完全せる點を附與し得ないのは慥かに事實である。然しこれが原因は、一般に哲學の全學域内に於て、疑ふ可からざる且つ完全に證明し得べき判斷があり得ない、と云ふにあるに非ずして、實は人が哲學の領域内に於て教へを受け得る能力を有すること最も少なく、從て或人々が其中に正しきものを見出すところのものが、他の人々に取ては無果無效たるのである。遮莫、哲學の任務とする處は、凡ての科學の第一原理——各科學に依て完成せるものとして採用せらるゝ——其のものを合理的に基礎づけするにある。而して此の問題を解決することの不可能に非ざる事實を、以下特に法律學に對する關係に於て證明しようと思ふ。

此の證明に入るに先だつて、吾人は先づ、法の不易の原理、法の不變的規範其のものゝ存在を否認する學說に就て檢せねばならぬ。

かの有名なる法學者イエリング教授は、其の名著「權利爭鬪論」Der Kampf ums Recht (4 Aufl, 1874)の中に述べて曰く——

「法律は耕作神 Saturn である。其の生みの子を食ふ」(八頁) 而して曰く「法の理念 Idee des Rechts は、永遠の生成 Werden である。生成せるもの Gewordene は新たに起る生成に從はねばならない。何者、

「凡て發生したるもの、即ち滅ぶる價値ある」を以てなり。(十頁)之れを一層散文的に飜譯すれば「今日の適法も明日不法と認めらるゝに至るであらう。斯くて永遠に繰り返されて行くであらう」との義である。

此處に於てか吾人は直ちに認める。是を信ずるものは、法の概念及正と不正 Recht, Unrecht との間に存する凡ての妥當なる區別其のものをも否認せねばならない、と。かくて今日の法は以前の法に比して、より眞、より善たり得ない。唯だ、ほんの一時の根據よりして、現に棲息せる時代に、よりよく適するのみである。何者、法の不易の基礎、法の永遠の原理又は規範を認むるは、「永遠の生成」ewiges Werden 其のものゝ否認であるから。(規範が生活上に於て決して完全に實現され得ぬと云ふこと、不法は決して此の世の中から除却せられ得ぬと云ふ意味以外に於ては)

ところが此の學識ある著者の見解は決して正と不正との間に、それ自ら妥當なる區別無し、と云ふにあるのではない。其れ故に人或ひは、著者イエリングが、上述の說明に於て、單にヘーゲル術語法の爲めに誤まられたのだと考へるであらうが、決して左樣ではない。今一人著名なる法學家、ヴインドシヤイト教授 (Windscheid) は、又其の「法律學に於ける歷史學派」に關する通俗論文に於て、次の如く述べて居る。(,, Nord und Süd" vom Januar 1873, S. 53)

「余の見解に依れば、人々の間には（人々の見解の間には？）唯だ二つの根本的なる區別がある。一は吾人の生存の自然的條件を超越する精神の力を信仰する者と、かゝる信仰を抱かざる者との間に存する區別。今一つは、眞理を以て形式と認むる者と、眞理を以て永遠に亙て絶えず自ら生産し、無限に進歩するものと認む者との間に存する區別是れである。ダールマン(Dahlmann)の言葉を借りて云へば、鋭い尖端を持てる流動的眞理の原理 Das Prinzip der flüssigen Wahrheit を世界に侵入せしめたる事は、歴史學派の永久的功績である。」

法律學の一學派に斯く「流動的眞理」を説くものがあるのである。實に一法律學派が、未だ全然、法律學の學域に屬せざる「眞理」の上に、特殊の理論を建設する爲め、故意と其の道を離れねばならなかつたことは、驚く可き事であらねばならない。人或は思ふかも知れない。凡ての理性と凡ての經驗に全く卒直に且つ勇敢に反對するは、單に少數の「哲學者」のみの特權であると。然るに實は、眞理の事柄は、法の事柄と密接なる關係を有するのである。其れ故に今、單簡に之を解明せねばならない。

ヴィンシャイト教授の所謂「形式としての眞理」とは、例へば、二の二倍は恒に四である。物體の引力は恒に其の量に正比例し、距離の自乘に反比例す。又、反射光線は恒に投射と等しき角度を反射面に形成す等是れである。約言すれば、物の本性は其の特徴不變なるを以て、眞理は不變である。然るに此れに反して「流動的眞理」の説は眞理の不變性を否認する。流動的眞理論に依れば、眞理は、表象と實在との一致である。從て「流動的」眞理は又「流動的」實在を前提する。其れ故に「絶對的生成」なるものの有無が問題である。

「絶對的生成」の論者にして、其の眞に主張するところのものを知たなら！恐らく論者は自己の主張を以て公に見ゆるを反省するであらう。

洵に「絶對的生成」なるものは、一の原因なき變化、從て自然に於ける凡ての秩序と合法性 Ordnung und Gesetzmässigkeit の否定、即ち一切の經驗と一切の科學との否定である。絶對的生成と因果法則 Kausalitätsgesetz とは相互に反撥する。然るに抑々如何なる變化も絶對的ではなく、原因なくしては起り得ないから、一切の變化がそれに從て起り、是等の變化を其原因と結付ける法則その者は不可變である。自然の中の箇物は確かに不斷の變化に支配せられてゐるが、一般に箇物間の連繫に於ては恒常である。自然の此の不易なる一般的連鎖、不易なる法則を探究することが即ち科學の問題であつて、此處に亦斯くの如く「絶對的生成」に基く理論と、「流動的眞理」に基く理論とが全く對立してゐるのである。

此の驚くべき學説の導因を理會することは困難ではない。自然は、凡ての箇物の變化以外に或る領域に於て、特に人間世界に於ては發展の系列、歴史的經過を與へてゐる。かゝる各々の發展は、常に原始的狀態からの遠大なる自己推移である。其れ故に此の事實は、物の本質として、自ら一定の方向に絶えず變化するものなること、變化即ち生成は單に箇物のみに非ずして全體即ち自然其のものゝ特徴たりとの確信を容易に起さしむる機緣たるのである。吾太陽系は恐らく一の廻轉せる原氣體から進化せしものに違ひない。而して地球や、其の表皮は、原氣體から分離後非常に長い進化の過程を經て成就されたものであることは明かである。今、地球の

上に見出さるゝ有機物を一度に目にし得るならば、其の形狀、其の種類に著しき變化の跡あるを認むるであらう。此の事實は、曾て埋沒せられたる動植物類の遺物が、宛がら別世界の證據の如く語てゐる。次で最後に吾人に最近く立てるものは吾人人類の發展である。此の發展たるや又明かに一萬年を經て來たもので、此の先き如何程永く續くかと云ふことは語り得ない處である。此處に吾人は、其れ故「流動的眞理」論と「絕對的生成」論への動機を有するのである。地球と其の住民とは千歲の過程に於て、幾多の力强き變化の跡を殘して來た。往時眞たりしもので現に最早眞ならざるもの甚だ少くない。眞理は其れ故に自ら變化するものとみえる。

然し乍ら此の事實は、「流動的眞理」及び「絕對的生成」の辯護者が之に附與する意義を有てはゐない。人間以外の凡ての他の物が、原始的狀態から現狀に至る迄の變化は、正に物理學的、化學的變化の法則に從ひ來たものであつて、其法則は又現に尙作用し若くは有力であること何人も疑はない處である。其れ故、自然は根本に於ては變化せず、寧ろ反て不變である。吾人、物理論に從て、かの變化及び此の自己不變の意義を尋ぬるとき吾人は學ぶであらう。物體の根本的元素即ち原子（アトム）は其れ自身一般に劫初以來變化し得ざりしもので、自然界の凡ての變化は、畢竟するに、原子の離合集散に他ならぬことを。素より皮相なる解釋に依れば、物は又全然變化するが如くみゆるも、ものゝ眞底に徹せずんば止まざる科學は反て、物そのものゝ不變にして、變化とみゆるは、實は空間に於ける物の複合及び關係に過ぎないことを敎ゆるのである。

其れ故に、自然科學と眞の哲學とは、絕對的生成を認めざる點に於て、換言すれば變化は物特有の絕對的本質に非ずとする點に於て一致してゐる。その證據は上述の如く因果の法則の一般的支配これである。因果律は敎へて曰ふ、原因無き變化なし、即ち變化は相對的であると。此の哲學と自然科學との共通點は、又同時に依て以て兩者を區別する點であつて、此れ無くしては、常に相互に全く矛盾に陷るのである。兩者の分岐は、其の目的及び問題の相違に基く。自然科學の目的及び問題は、現象の法則を探究して之を第一經驗的根據よりして說明するにある。然るに哲學の問題は之に反して、單に眞を、即ち絕對的妥當を、求むるにある。其れ故に哲學は、因果律の絕對的妥當性に就ては、自然科學とは異た應用をなすのである。

變化が物の絕對的本質に非ず、物の本質其のものは絕對的に恒常である、との命題よりして、生ずるものは、物の經驗的特質は、絕對的、根原的、即ち通常の自然そのものに非ず、而して凡ての箇物の變化は、之れ物の經驗的特質に屬するものであると云ふ結論である。這般の意味は、以下の說明に依て一層明かにせらるゝであらうが、吾人は既に此處に、以上の事實よりして、社會科學に對して、如何に最も重要なる事實即ち、人間世界に於ては、唯り自然法則の支配と妥當あるのみに非ずして、同時に又、自然法則とは全然其の種を異にする法則、即ち（正しき）思惟、意欲及び行爲の規範の支配と妥當あることが說明せらるるかを認むることが出來る。而して法の規範も亦其の後の者の中に屬するのである。

人間世界に於ても自然界に於けると同樣、絕對的生成は無く、此處にも亦凡ては不易なる法則に從て生起する。而して此の法則には唯だ二種のみある、其は物理的法則と道德的法則即ち

自然法則と規範是れである。何者、人間は、全然自然法則の支配下にある經驗的自然以外に物の絶對的、正常なる本質に就て多少明かなる意識を有してゐる。從て自ら此れに接近せんとする衝動を有せるのである。如何なる意味に於て一般に人事に進歩があり、又あり得るかは、此の事實に依てのみ理解し得る。自ら常に何等かの方向に變化することが、人間及び物一般の絶對的、正常的性質に屬するとすれば、此れは進轉ではあるが進歩ではない。何者、此の進轉に於ける如何なる段階と雖も他の一の段階に比し、よりよき若くはより卓越せる段階と考へられ得ないであらうからである。凡ての物は、等しく事物の本質に屬するものとして、等しくよくあらねばならぬ筈である。然し實はさうではない。人間が變化の爲めは努力するのは、變化が人間の正常の性質に屬するが故に非ずして、反て人間の經驗的性質が正常の性質に非ず、其れ故内的に薄弱なるが故である。經驗的生存の異常性は、直接感覺には、苦痛及び惡として感ぜられる。而して此れよりして人間の變化を欲する内的衝動を生ぜしむるのである。今、人間の衝動の發展が、物の正常なる性質へ接近せんとする道をとつた時、即ち規範の實現を企圖する時、それは實に一の進歩を意味する。即ち單なる一の變化に非ずして一の改良を意味する。何者、苦痛及び惡は、吾人自らの、及び物一般の經驗的特質の異常性の感覺であるが故に、苦痛及び惡の反對である善は、物の正常なる狀態の感覺表示に他ならない。而して此の正常なる狀態への向進が其れ故に進歩であり、改良であるのである。

今や吾人は、此の如何なる適用が法律哲學に對して亦可能なりやと云ふ事を、容易に認めることが出來る。若し法律が常に目的なく變化するものならば、法律上に於ける一の進歩、否一つの眞の法律なるものもあり得ないのである。斯くの如くんば、無方針に、今日適法と認むるものも明日は不法となり、一の法が他に比して、より眞、より善、より合理的たることを決定し得ない。然し乍ら事實は然らず。法律の領域に於ても亦進歩は可能である。何者、法の不變的規範、正義の永遠の原理あるからである。而して法律の進歩は全く、人間が此の原理を常により正して理會し、それを絶えずより完全に生活に實現して行く處に基いてゐるのである。かくて、要するに、何が意欲と行爲の眞の且つ永遠の規範であるか、而して何故に一般にかくの如き規範が自然法則から獨立し、且つ自然法則に對立して存するかと云ふ問題に明晰と確實とを齎らすことが肝要の事となるのである。

萬國中央銀行の提案

鈴木良雄

各國に於ける通貨制度の混亂と國際爲替の動搖に依り金貨本位を廢止して之に代はるべ新制度を考案する者が續出するに至つた。太平洋會議に次いで萬國經濟會議が開かれ大戰の殘した經濟的破壞を如何にして救濟するかを議すると云ふ通貨銀行の方面も無論議題に上ることゝ信ずる茲に述ぶるは國際金融上の新らしい提案であるが只其概略のみである。

金貨本位制度に代はるに無準備紙幣を一定限度以上に發行しない事を提案したのはホートレー(R. G. Hawtrey)氏であつた。大英帝國銀行を創設し無流通紙幣を發行し先づ大英帝國内に於てのみ爲替相場の安定をはかり漸次各國に押